

# NCCU NEWS

## 広島支部のみなさんへ

広島支部 第85号

2023年2月7日発行

UA ゼンセン日本介護クラフトユニオン

発行人 広島県支部長 山田 勝也

編集人 中国・四国総支部長 磯部 徹

連絡先 Tel : 082-568-6789

Fax : 082-567-6790

～ケアマネジャーの法定研修費用の支援等の要望について～

ニュース第83号の続報！  
一歩前進！  
広島県から回答あり！

「『実務者研修』『更新研修(専門課程Ⅱ相当分)』についても、  
教育訓練給付制度を活用できるよう取り組む」との回答！

2023年1月16日に、広島県知事宛に要望しました、ケアマネジャー(主任含む)の法定研修費用の支援等の要望について、広島県から回答がありました。

### < 広島県からの回答(概要) >

広島県においては、研修費用の負担軽減を図るため、**研修費用の2割又は4割が支給される「教育訓練給付金制度」の活用を進めています**(詳細は次頁を参照)。この制度は、対象の研修を実施している研修実施機関(広島県では、県社会福祉協議会と県介護支援専門員協会)が、事前に、その対象となる研修について、厚生労働大臣の指定を受ける必要があります。

広島県では、主に**以下の研修は、令和2年度から指定を受けています。**

①「**専門課程Ⅰ(≒更新研修(専門課程Ⅰ相当))**」

②「**主任ケアマネ研修**」

③「**主任ケアマネ更新研修**」

まだ、指定を受けていない、

④「**実務者研修(ケアマネ)**」については令和5年度からの指定に向けて**現在手続きを進めており、**

⑤「**更新研修(専門課程Ⅱ相当)**についても申請を予定

こうした制度の周知により、活用の促進を図るとともに、引き続き、介護支援専門員協会などの研修実施機関と連携を図りながら、さらなる研修の効率化など、受講者の負担軽減に努めてまいります。

～ 参考 : 中国5県における各種研修費用 ～

(日本介護クラフトユニオン調べ)

	資格名	費用(テキスト代含) ※単位(円)					
		広島	岡山	山口		鳥取	島根
1	介護支援専門員 実務者研修	71,800	47,200	62,700		51,702	22,780
	教育訓練給付制度が 活用できるか(※)	☆手続き中☆ 特定一般(40%支給)	×	○ 特定一般		×	×
2	専門課程Ⅰ (ケースによっては 「更新研修」扱い)	39,280	37,500	35,280	61,680	59,680	15,280
	教育訓練給付制度が 活用できるか	○ 一般(20%支給)		×			
3	専門課程Ⅱ (ケースによっては 「更新研修」扱い)	28,400	×	26,400	○ 特定一般	×	12,400
	教育訓練給付制度が 活用できるか	☆申請予定☆ 特定一般(40%支給) 見込み		○ 特定一般			
4	主任介護支援専門員 研修	62,000	38,900	50,000		40,000	24,400
	教育訓練給付制度が 活用できるか	○ 特定一般(40%支給)	×	○ 特定一般		×	×
5	主任介護支援専門員 更新研修	42,400	27,600	40,000		30,400	24,400
	教育訓練給付制度が 活用できるか	○ 特定一般(40%支給)	×	○ 特定一般		×	×

～NCCU 広島支部からのコメント～

今回の広島県からの回答では、研修費用そのものを引き下げる回答は得られなかったものの、研修費用の2割から4割の額の支給を受けることができる、「教育訓練給付金制度(※)」の拡大に取り組む旨の回答を得ることができました。

現在、主たる研修(上記表1～5)の内、「2、4、5」については、既に制度を活用して研修費の4～2割の支給を受けることができましたが、「1、3」については、支給を受けることができませんでした。今回、「1、3」の研修でも制度の活用が可能となれば、一定程度の負担軽減に繋がることとなります。今回の回答では、「手続き中」「申請予定」との回答でしたので、引き続き状況については確認していきます。

※制度の活用には…  
雇用保険に一定期間以上の加入が必要だったり、2回目以降の活用は、前回活用した際の研修(同一研修か否かを問わず)の開始日から3年以上の経過が必要など、要件があるの。詳しくは厚労省のHP等を見てね。

まだ課題もあります。教育訓練給付制度は、2回目以降の活用は、前回、制度を活用して受講した研修の開始日から「3年」以上の経過が必要です。ご承知のとおり、「介護支援専門員証」の有効期間は「5年」なので、仮に、「実務者研修」で制度を活用した場合は、初回更新までに受講が必要な「専門課程Ⅰ」「専門課程Ⅱ」のいずれかでしか、この制度を活用することはできません。現行、広島県は、専門課程の「Ⅰ」と「Ⅱ」の研修を個々に取り扱う形式にしていますが、山口県のように専門課程の「Ⅰ」と「Ⅱ」を、まとめて1つの「更新研修」として取り扱う形式のようになれば、更なる費用負担軽減に繋がる可能性があります。

